三　隣接チャネル漏洩電力は、次のとおりであること。

イ　一のチャネルを使用するもの　搬送波の周波数から二五kHz離れた周波数の（±）一二・五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値

ロ　隣接する二のチャネルを統合して使用するもの　搬送波の周波数から三七・五kHz離れた周波数の（±）一二・五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値

ハ　隣接する四のチャネルを統合して使用するもの　搬送波の周波数から六二・五kHz離れた周波数の（±）一二・五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値

四　移動する無線局の送信空中線の絶対利得は、二・一四デシベル（±）一デシベル以内であること。

五　総務大臣が別に告示するキャリアセンスを備え付けていること。

（デジタル船上通信設備）

第四十五条の三の七　デジタル船上通信設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　変調方式は、四値周波数偏位変調であること。

二　通信方式は、単信方式又は半複信方式であること。

三　隣接チャネル漏洩電力は、搬送波の周波数から六・二五kHz離れた（±）二・一八七五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より五五デシベル以上低い値であること。

四　送信空中線の絶対利得は、二・一四デシベル以下であること。

［第三節の二　略］

（狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備）

第五十七条の三の二　狭帯域デジタル通信方式（変調方式が四分のπシフト四相位相変調、オフセット四相位相変調、四値周波数偏位変調、一六値直交振幅変調又はマルチサブキャリア一六値直交振幅変調であるものをいう。以下同じ。）の無線局の無線設備であつて、一四二MHzを超え一七〇MHz以下、二五五MHzを超え二七五MHz以下又は三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行う固定局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、無人移動体画像伝送システムの無線局、海岸局、船舶局、船上通信局、航空局、基地局（第四十九条の三十二に定めるものに限る。）、陸上移動局（同条に定めるものに限る。）、実験試験局、アマチュア局及び簡易無線局並びに総務大臣が次に掲げる条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の無線設備については、この限りでない。

［一～三　略］

［2・3　略］

［新設］

［第三節の二　同上］

（狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備）

第五十七条の三の二　狭帯域デジタル通信方式（変調方式が四分のπシフト四相位相変調、オフセット四相位相変調、四値周波数偏位変調、一六値直交振幅変調又はマルチサブキャリア一六値直交振幅変調であるものをいう。以下同じ。）の無線局の無線設備であつて、一四二MHzを超え一七〇MHz以下、二五五MHzを超え二七五MHz以下又は三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行う固定局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、無人移動体画像伝送システムの無線局、海岸局、航空局、基地局（第四十九条の三十二に定めるものに限る。）、陸上移動局（同条に定めるものに限る。）、実験試験局、アマチュア局及び簡易無線局並びに総務大臣が次に掲げる条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の無線設備については、この限りでない。

［一～三　同上］

［2・3　同上］